

11月は「ちば国保月間」です

国民健康保険制度とは

病气やけがをしたときに医療費の心配をせずに治療が受けられるよう、みんなでお金を出し合うのが医療保険制度です。すべての方がいづれかの医療保険に入らなければなりません。これを国民皆保険制度といいます。

社会保険などに加入している方以外のすべての方が国民健康保険に加入することとなります。

国民健康保険では、特定健診や、年々増加する医療費の支払いなどを行っており、国民健康保険税はこれらの費用の財源となっています。納期限を守りきちんと納めましょう。

国民健康保険税を滞納すると...

- ・督促を受けたり、延滞金が増加されます。
- ・有効期間の短い被保険者証が交付されます。
- ・納期限から1年を過ぎても未納となっている場合

は、被保険者証を返還し代わりに資格証明書が交付されます。この場合、医療費はいったん全額自己負担となります。

納付が困難な場合は

やむを得ない事情で納付が困難な場合は、税務課で納付相談を行っています。未納のままにせず、お早めにご相談ください。

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減

倒産・解雇・雇止めによる離職などの非自発的な理由で失業し、ハローワークで雇用保険の受給手続きをした65歳未満の方は、申請により国民健康保険税が軽減される場合があります。

▼軽減の申請に必要なもの

- ・ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証
- ・印かん
- ・国民健康保険被保険者証

医療費の一部負担金の減免・徴収猶予制度

災害などの特別な事情で、生活が一時的に苦しくなり、

医療費の自己負担分の支払いが困難な場合は、申請により減額、免除、または一定期間支払いを猶予される場合があります。

次のいずれかに該当し、収入月額・預貯金額が一定の基準額以下の世帯が対象です。減免などを受けようとする場合は、事前の申請が必要ですので住民課国保年金班へお問い合わせください。

- ①災害(震災、風水害、火災など)により死亡または障害者となった
- ②災害により資産に重大な損害を受けた
- ③干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作などにより収入が著しく減少した
- ④事業、業務の休廃止や失業などにより収入が著しく減少した



ちばこくほマスク
ットキャクター
「ちーこちゃん」

社会保険など職場の健康保険に加入された方へ

社会保険などの職場の健康保険に加入した場合は住民課で国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。手続きをしないと、健康保険料(税)を二重に支払うこととなります。

また、社会保険などに加入した後は国民健康保険の被保険者証は使用できません。使用した場合は、保険分の金額を町へ返還していただくこととなります。

▼資格喪失の手続きに必要なもの

- ・社会保険などの職場の健康保険の被保険者証
- ・国民健康保険の被保険者証
- ・印かん

セルフメディケーション税制による控除

健康の保持増進や疾病の予防として一定の取組をしている方が、自分や家族のために1万2千円以上(上限8万8千円)の対象医薬品を購入した場合に所得税控除を受けることができます。確定申告の際、健診結果や領収書が必要ですので

保管しておきましょう。
※医療費控除との併用はできません。

※セルフメディケーション
自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること

※一定の取組

特定健康診査、予防接種、健康診査(人間ドックなど)、がん検診のこと

※対象医薬品
要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)のこと。ドラッグストア等で購入できる医薬品のすべてが対象ではありませんので厚生労働省のホームページをご覧ください。

- 申請**
- ◎国民健康保険制度のこと
住民課国保年金班
☎(84)12114
 - ◎国民健康保険税のこと
税務課収納対策班
☎(84)12112
 - ◎医療費控除のこと
税務課住民税班
☎(84)12112